



ハロートレーニング

— 急がば学べ —

令和8年度
公共職業訓練
(離職者等再就職訓練事業)

受講生
募集案内



青森県

1 受講のご案内

公共職業訓練(ハロートレーニング)について

青森県では、求職者の皆さまの再就職を支援するために、「離職者等再就職訓練事業」として、専修学校、各種学校等の民間教育施設に職業訓練業務を委託して、「公共職業訓練（ハロートレーニング）」を実施しています。

「ハロートレーニング」とは、厚生労働省で定めている、「公共職業訓練」の愛称です。

ハロートレーニングとは？

①未経験でも大丈夫！

ハロートレーニングは、今まで経験したことのない新たな分野に再就職を考えている方のために、初めて学ぶことを前提にカリキュラムが組まれています。

②実践的な訓練内容！

実際の仕事を想定した課題を用いて、段階的に技能と知識を身につける実践的な訓練を行っています。

また、企業実習付きの訓練も設定しています。

③多様な職種に対応！

多様な職種に対応できるよう、情報系、事務系、介護系、サービス系、建設系など、さまざまな分野の訓練を実施しています。

④安心の就職サポート！

訓練期間中にキャリアコンサルティングや職業紹介等の就職支援を行っています。

⑤受講料無料！

受講料は無料です。

ただし、教科書代、健康診断料、資格試験受験料、駐車場代等は本人負担となります。

訓練コースにより、本人負担の内容及び金額が異なります。

応募方法

●応募資格

次の①～③すべてに該当する方が対象です。

①受講開始日において離職している方

②公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込をしており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方

③受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練を受講していない方（長期高度人材育成コースの場合は、過去に当該コースを受講していない方）

※特例制度等により、在職中でも受講ができるコースが一部あります。（eラーニングコース）

●申込方法

受講を希望されるご本人の住所地を管轄するハローワークにご相談の上、お申し込みください。

コースの種類

コース種別	概要
知識等習得コース	民間教育施設において短期間で新たな知識・技能を身に付け、再就職を目指すコースです。
育児等との両立に配慮した再就職支援コース	知識等習得コースにおいて、育児等に従事する時間に配慮し、1日あたりの訓練時間を短く設定したコースです。（短時間訓練：1日4時間程度）
建設人材育成コース	建設機械等の運転技能及びパソコンスキル等の知識・技能を習得するコースです。

コース種別	概要
eラーニングコース	育児または介護等の理由で外出を制限される方や通所による訓練の受講が困難な方、または居住地周辺に訓練を受講できる場所がない方に対する、情報通信機器を活用した在宅による訓練コースです。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース	概ね60歳以上の方に対するスキルアップ・スキルチェンジを実現するための訓練コースです。
長期高度人材育成コース	国家資格等の取得を目指し、高度な知識及び技能を習得する長期（2年課程）の訓練コースです。

コース毎の受講要件

- ①「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」
 - ・ 乳児、幼児又は小学校に就学している子供を養育されている方
 - ・ 家族を介護している方
 - ・ その他特に配慮を必要とする方
- ②「eラーニングコース」
 - ・ 育児（小学校に就学前の子に限る。）または介護等により、外出が制限される場合や、全日・通所制の離職者訓練の受講が困難な方
 - ・ 勤務時間がシフト制等の不安定な就労状態であり、通所型の離職者訓練の受講が困難な在職中の求職者の方
 - ・ 居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、事実上、離職者訓練を受講することができない方
- ③「高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース」
 - ・ 概ね60歳以上の方
 - ・ ただし、50歳以上の方であっても、当該求職者の状況等に応じて対象となります。
- ④「長期高度人材育成コース」
 - ・ 国家資格等の高度な知識及び技能を習得し、正社員就職を希望する方
 - ・ 訓練を修了し、資格取得する明確な意思を有する方
 - ・ 非正規雇用など不安定就労の期間が長いことで就労経験等が少ない方（介護福祉士、保育士コースを除く）
 - ・ ハローワークの職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングにより、当該訓練の受講が必要と認められる方
 - ・ 高校卒業以上、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
 - ・ 新規学卒者の方は応募できません。

託児サービス

- ・ 託児サービスを設定している訓練があります。
- ・ 託児サービスは、以下に当てはまる方がお申込みできます。
 - ①就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育できない方
 - ②同居親族その他の方が当該児童を保育できない方
- 託児サービスの利用は訓練実施日です。入校説明会等ではご利用できません。
- 託児サービス利用料は無料ですが、食事・ミルク、おやつ代、おむつ代等の実費分については自己負担となります。
- 定員児童数を超えて応募があった場合は、託児サービスを利用できない場合があります。

選考・合格発表等について

● 選考

申込書、求職状況等により書類選考を行います。なお、訓練コースにより面接等を行うことがあります。

● 合格発表

選考結果は申込者あてに郵送により通知します。また、やむを得ない場合を除き、合格発表後の辞退はできません。

訓練中の支援

- ・雇用保険の受給資格のある方で、公共職業安定所長の受講指示を受けて受講される方は、訓練期間中、雇用保険の失業給付（基本手当、受講手当、通所手当）が支給されます。
- ・雇用保険失業給付の受給資格がない方で、一定の要件を満たす場合は、「職業訓練受講給付」の対象となる場合があります。
- 雇用保険の受給条件や給付金の支給額等については個人の雇用保険の状況により異なるため、詳細についてはハローワークにご相談ください。
- ・「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用できる「ジョブ・カード」の作成支援を行います。
- ・職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、就職支援やアドバイスといった「キャリアコンサルティング」を行います。

その他

- ・受講期間中は、訓練を所管する職業能力開発校の受講生として、指定する民間教育施設で受講していただきます。
- ・訓練の修了には出席率等の一定の要件があります。修了が見込めない場合は、退校していただくことがあります。
- 訓練受講中の事故等に備えて、訓練を受講する方に対して訓練生保険への加入を推奨しています。また、職場実習等がある一部の訓練については、訓練生保険の加入を必須としています。

2 令和8年度訓練日程

下記のコースの開講を予定していますが、日程変更や中止等を行う場合があります。また応募状況等により実施しない場合があります。詳細はハローワークにてご相談ください。

○募集期間については、概ね「訓練開始の2か月前から2週間前まで」となっています。

○訓練日程については、計画から変更となる場合があります。

(1) 青森地区

訓練科名	訓練日程	訓練期間	定員(人)	備考
パソコン応用科1	令和8年 4月27日 ~ 令和8年 10月26日	6か月	14	
宅地建物取引士養成科	令和8年 5月15日 ~ 令和8年 10月14日	5か月	12	eラーニング
パソコン応用科2	令和8年 5月19日 ~ 令和8年 11月18日	6か月	14	育児等短時間
簿記・経理基礎科	令和8年 6月 2日 ~ 令和8年 9月 1日	3か月	12	
Webマーケティング・クリエイター科1	令和8年 6月 3日 ~ 令和8年 12月 2日	6か月	12	eラーニング
やさしいパソコン入門科1	令和8年 7月 1日 ~ 令和8年 9月30日	3か月	12	シニア
簿記・経理応用科	令和8年 7月16日 ~ 令和9年 1月15日	6か月	14	託児付き
パソコン応用科3	令和8年 7月22日 ~ 令和9年 1月21日	6か月	14	
介護実務者研修科1	令和8年 8月20日 ~ 令和9年 2月19日	6か月	14	職場実習有り
パソコン・生成AI活用科1	令和8年 8月27日 ~ 令和9年 2月26日	6か月	12	eラーニング
ファイナンシャルプランナー養成科1	令和8年 9月 2日 ~ 令和9年 3月 1日	6か月	14	
Webプログラミング科1	令和8年 9月 7日 ~ 令和9年 3月 5日	6か月	14	
やさしいパソコン入門科2	令和8年 10月21日 ~ 令和9年 1月20日	3か月	12	シニア
パソコン応用科4	令和8年 11月 2日 ~ 令和9年 4月30日	6か月	14	
ファイナンシャルプランナー養成科2	令和8年 11月27日 ~ 令和9年 4月26日	5か月	12	eラーニング
医療・調剤事務科	令和8年 12月14日 ~ 令和9年 5月13日	5か月	14	
Webマーケティング・クリエイター科2	令和8年 12月16日 ~ 令和9年 6月15日	6か月	12	eラーニング
パソコン応用科5	令和9年 1月18日 ~ 令和9年 7月16日	6か月	14	
介護実務者研修科2	令和9年 2月25日 ~ 令和9年 8月24日	6か月	14	職場実習有り
ビジネスコミュニケーション会計科	令和9年 3月 2日 ~ 令和9年 9月 1日	6か月	14	
パソコン・生成AI活用科2	令和9年 3月 3日 ~ 令和9年 9月 2日	6か月	12	eラーニング
Webプログラミング科2	令和9年 3月15日 ~ 令和9年 9月14日	6か月	14	

●長期高度人材育成コース

青森県では、短期大学や専修学校等の教育機関に委託して、専門的な国家資格等の取得により正社員就職を目指す長期高度人材育成コースを実施しています。

なお、このコースについては、一般の専門学校生、短期大学生と同様のカリキュラムを受講していただく1～2年間の長期間の訓練となっています。詳細はハローワークや職業能力開発校にお問合せください。

訓練科名	募集日程	訓練日程	訓練期間	実施地区
介護福祉士養成科	12月中旬 ～ 3月上旬	4月上旬 ～ 24か月間	2年	八戸
保育士養成科				青森、弘前、八戸
栄養士養成科				青森、弘前
情報処理技能者養成科				青森
美容師養成科				弘前、八戸
理容師養成科				八戸

- ・開催する訓練科や、地域等は変更する場合があります。上記の記載は令和8年度生を募集したコースです。
- ・実習を伴う訓練の場合は、訓練生保険若しくは訓練実施機関が指定する保険に加入していただく場合があります。

お問い合わせ先

●訓練内容に関すること（職業能力開発校）

施設名	所在地	TEL
青森高等技術専門学校	〒030-0122 青森市野尻字今田 43-1	017-738-5727
弘前高等技術専門学校	〒036-8253 弘前市緑ヶ丘 1丁目9-1	0172-32-2713
八戸工科学院	〒039-2246 八戸市桔梗野工業団地 2丁目5-30	0178-28-6811
むつ高等技術専門学校	〒035-0082 むつ市文京町 31-1	0175-24-1234

●雇用保険の失業給付及び職業訓練受講給付に関すること（ハローワーク等）

公共職業安定所名	所在地	TEL
青森公共職業安定所	〒030-0822 青森市中央 2-10-10	017-776-1561
八戸公共職業安定所	〒031-0071 八戸市沼館 4-7-120	0178-22-8609
弘前公共職業安定所	〒036-8502 弘前市大字南富田町 5-1	0172-38-8609
むつ公共職業安定所	〒035-0063 むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
野辺地公共職業安定所	〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場 12-1	0175-64-8609
五所川原公共職業安定所	〒037-0067 五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171
三沢公共職業安定所	〒033-0031 三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178
三沢公共職業安定所 十和田出張所	〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
黒石公共職業安定所	〒036-0383 黒石市緑町 2-214	0172-53-8609
ハローワークヤングプラザ	〒030-0803 青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム3階	017-774-0220
青森労働局	〒030-8558 青森市新町 2丁目4-25	017-734-4111

●離職者等再就職訓練事業について

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課

住所：〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 TEL：017-734-9415

HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/rishokushaitakunren.html>

